

任期制教員に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、神奈川工科大学（以下、「本学」という。）において、教育職員の多様化と流動化を促進することにより、本学の教育・研究の活性化と発展を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号）第5条に基づき採用する教員（以下、「任期制教員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程において任期制教員とは、つぎの職位を対象とする。

- (1)教授
- (2)准教授
- (3)助教
- (4)講師

2. 任期制教員は、採用時において、本学の職員就業規則で定める定年年齢（以下、「定年年齢」という。）未満でなければならない。

(任期等)

第3条 任期制教員の任期は、最長5年とし、本学の定年年齢を超えない範囲で、その都度事情に応じて定める。ただし、年度途中で採用の場合、任期の終了は5年以内の年度末までとする。

2. 任期制教員の再雇用（以下、「再雇用」という。）は、これを認めないものとする。ただし、業績、勤務状況、その他別に定める一定の基準を満たし、かつ理事長および学長の承認があるときは、助教および講師を除き、期間の定めのない雇用への変更を認める場合がある。
3. 任期制教員の採用に先立ち、本学との間に期間雇用が存在する場合は、当該期間雇用の期間を含めて、任期制教員の任期は5年以内とする。ただし、当該期間雇用の終了から任期制教員採用時まで6箇月以上の期間が経過しているときは、この限りでない。
4. 任期制教員の期間の定めのない雇用への変更については、別に定める。

(再雇用)

第3条の2 助教および講師については、前条第2項の定めにかかわらず、3年以内の期間に限り、再雇用を認めることができるものとする。ただし、前条第3項本文の期間および再雇用の期間を含め、通算8年を超える雇用継続は認められないものとする。

2. 助教および講師以外の職位を有する者で、任期満了を予定し、かつ期間の定めのない雇用への変更を申請しない者は、止むを得ない理由がある場合に限り、前項の再雇用を認めることができるものとする。
3. 任期制教員の再雇用については、任期制教員の期間の定めのない雇用への変更手続きを準用する。

(期間雇用の除外例)

第3条の3 本規程に定める期間雇用は、対象者が学生の身分を有するTA、RA等の期間雇用を含まないものとする。

(特例)

第3条の4 任期制教員の雇用期間等において、通常のとおりに従うことができない特段の理由があるときは、理事長の許可を得て、特段の扱いをすることができるものとする。ただし、これによっても継続して通算10年を超えることはできない。

(給与等)

第4条 任期制教員の給与は、年俸制とし、年額で定める。

2. 具体的な年額は、職位および年齢で同等の、期間の定めのない教員の本給（月額）12箇月分を基準とし、原則として、その額の150%以内で、その都度定める。
3. 任期制教員については、原則として、年額以外の給与、賞与、諸手当、退職金等を支給しないものとする。
4. 通勤費については、学内基準により、支給する。

(採用等)

第5条 任期制教員は、学長が採用の必要を認める場合に、「教育職員の採用候補者の選考に関する申合せ」に基づき選考する。

2. 学長は、前項の選考結果を理事会に提案する。
3. 理事長は、学長の提案につき、理事会で審議のうえ、任期制教員の採用を決定する。
4. 前項により採用された者には、その性質に反しない限りで、本学の職員就業規則を準用する。

(身分・処遇等)

第6条 任期制教員の身分は、期間雇用（任期制）の専任教員とする。

2. 任期制教員の処遇は、特段に定める事項以外、昇任等を含め期間の定めのない教員と同様の取扱いとする。ただし、その具体的内容については、雇用契約を締結し、契約に定める内容が優先する。
3. 任期制教員は、教員室等を有し、各職位（教授、准教授、助教および講師）に応じて、期間の定めのない教員の属する各種会議の構成員となる。
4. 任期制教員の学術活動費、機器備品費等は、原則として、各職位に応じ、期間の定めのない教員と同額とする。

(期間満了等)

第7条 任期制教員は、予め定められた期間の満了により、雇用契約が終了し、退職する。

2. 任期制教員の期間の定めのない雇用への変更を認める場合は、改めて雇用契約を締結する。

(解約告知)

第8条 雇用契約は、任期制教員の申出により、途中解約することができる。ただし、解約の日は、教育研究に支障のないよう双方協議のうえ、決定するものとする。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、学長が発議する。

(規程の公表)

第10条 本規程の制定および改廃は、公表する。

- 附 則
1. 本規程は、平成17年4月1日から実施する。
 2. 本規程の一部改正は、平成17年7月1日から実施する。
 3. 本規程の一部改正は、平成19年4月1日から実施する。
 4. 本規程の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。
 5. 本規程の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。ただし、第3条第2項本文の適用については、平成25年3月31日以前に採用された者で、かつ再雇用を認める必要がある場合、従前の再雇用の要件および手続きを具備したうえ、平成25年4月1日以降の新雇用期間開始日から5年

以内の期間内において再雇用を認めることができるものとする。

6. 本規程の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。ただし、第3条第3項および第3条の2第1項の適用については、平成25年4月1日を基準日とし、その日以降に締結する雇用契約について適用する。
7. 本規程の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。
8. 本規程の一部改正は、令和7年6月1日から実施する。